

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月3日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 西友 代表取締役 大久保 恒夫			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	259 台	1 台	0 台	259 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	219 台	7 台	0 台	219 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	238.6	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	年4回のフロン漏洩抑制法に基づく冷凍機、空調機の簡易点検、法定点検時にコンディションチェックを実施しており、異常があればリークテスターを使ってより精密に検査している。また漏洩箇所が特定できた場合、メンテナンス会社に仮発注という形で緊急工事を行うことを許可している。			
	廃棄時	2023年度、京都府内の店舗で廃棄は発生していないが、廃棄時は有資格者によるフロン回収を実施し、マニフェストにより確実に破壊処理が行われていることを確認している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	設備台帳により、機器の経年管理を行っており、高経年の機器から計画的に更新を行っている。			
	廃棄時	廃棄は更新工事にあわせて発生するので、工程に組み込まれており、有資格者、専門業者を事前に確保し、作業を計画的に行うことで回収時の漏洩を防いでいる。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	現在使用中の冷凍機器更新時は、R448A、またはR449Aを使用する冷凍機器を採用している。空調機更新時に可能な場合は、R32を使用する機器を優先的に導入する。また、ノンフロンの内蔵型冷凍ショーケースを一部店舗で導入しており、今後は京都府の店舗にも拡大していきたい。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。